

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 6月22日から平成30年 7月11日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部土木課及び河川港湾課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(7) 契約締結伺いに、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものがあった。

(4) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものが散見された。

イ 県からの補助金について、補助金の交付決定時に調定していないものが散見された。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 道路占用料の減免に関する事務において、新規又は更新の許可申請時に減免申請書の提出を受けていないものが散見された。西尾市道路占用料の減免に関する規則に則った事務処理をされたい。

エ 道路占用に関する工事について、完了届が提出されていないものが散見された。西尾市道路管理規則に則った事務処理をされたい。

(2) 河川港湾課

ア 契約事務において、受託者から業務委託契約約款で定められた業務計画書及び資金計画書の他、業務完了報告書の提出を受けていないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。